

一般社団法人日本新生児成育医学会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本新生児成育医学会と称し、英文では Japan Society for Neonatal Health and Development と表記する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、新生児医療の向上、発展をはかるとともに新生児学の研究を促し、会員相互の交流を促進し、新生児医療の充実を通じて、子どもの健康、人権及び福祉の向上、さらにこれらを社会へ普及啓発することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ①新生児医療の研究及び振興を目的とする事業
 - ②新生児医療に携わる医療者の教育及び専門性の向上を目的とする事業
 - ③新生児医療に関わる改善を目的とする事業
 - ④新生児医療の社会への普及啓発及び還元を目的とする事業
 - ⑤国内外の関係団体との協力活動を目的とする事業
 - ⑥その他前条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

(会員)

第5条 この法人に、次の会員をおく。

- ①正会員 この法人の目的に賛同し、別に定める会費年額を納める者
- ②賛助会員 この法人の目的に賛同し、別に定める会費年額を納める個人及び団体

(入会)

第6条 正会員になろうとする者は、氏名、現住所、職業及び勤務先を明記し、当該年度の会費を添えて申し込み、別に定める規定により理事会の承認を受けなければならない。

- 2 賛助会員になろうとする者は、氏名もしくは団体名、事務所及び代表者氏名を明記し、前項の手続きを経なければならない。
- 3 資格取得は会費納入日より始まる。
- 4 会員は、本条第1項及び第2項の記載事項に変更を生じたときは、すみやかにそのことを届け出なければならない。

(会員の権利)

第7条 会員は次の権利がある。

- ①この法人の刊行する機関誌及び図書の優先的配付を受けること
- ②学術集会、その他この法人の行う事業に参加すること
- ③その他本定款に定める事項

(会員の義務)

第8条 会員には次の義務がある。

- ①会費を納入すること
- ②総会の決議を尊重すること

(資格の喪失)

第9条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ①退会
- ②会費の滞納が当該年度終了後12か月を経過したとき
- ③成年被後見人又は被保佐人になったとき
- ④破産手続開始決定がされたとき
- ⑤死亡又は失踪宣告、団体会員の団体の解散
- ⑥第11条により除名されたとき

(退会)

第10条 会員で退会しようとする者は、理事長あてに退会届を提出し、任意に退会することができる。

- 2 正会員で無くなった者は、評議員の資格を喪失する。

(処分)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議を経て、戒告又は除名することができる。

- ①この法人の名誉を傷つけ、又は法人の目的に違反する行為があったとき
- ②第8条第2号に規定する義務を怠ったとき

(納入会費)

第12条 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(正会員の職務と権利)

第13条 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）で規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。

- ①法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- ②法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- ③法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- ④法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
- ⑤法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- ⑥法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- ⑦法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

⑧法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

⑨社員総会の傍聴

（名誉会員、功労会員）

第14条 この法人のために功績が顕著で、総会の決議をもって推薦された者に、名誉会員もしくは功労会員の称号を贈る。

2 名誉会員及び功労会員には第7条、第8条第2号、及び第9条の第3号以降を準用する。

3 名誉会員及び功労会員は、会費を免除する。

4 名誉会員及び功労会員は、議決権を有しないが、総会に出席することができる。

第4章 評議員

（構成）

第15条 この法人は、評議員250名以内とする。

2 評議員は正会員の中から選ばれることを要する。

3 評議員は、別に定める規定により正会員によって選挙する。正会員は、当該評議員選挙に立候補することができる。

4 第3項の評議員選挙において、正会員は等しく評議員を選挙する権利を有する。

5 評議員をもって、法人法上の社員とする。

（評議員の職務と権利）

第16条 評議員は、総会構成員としてこの定款に定める事項を行う。

2 評議員費を支払う。

（評議員の任期）

第17条 評議員の任期は、選任の4年以内に実施される評議員選挙終了後最初に開かれる総会の前日までとする。ただし、評議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該評議員は社員たる地位を失わない（当該評議員は、役員選任及び解任（法人法63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。

2 評議員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

（欠員の措置）

第18条 評議員が欠けた場合でも、選任された任期中の補充はしない。

（評議員の処分）

第19条 評議員は、この法人の評議員たるにふさわしくない行為があった場合、総会の決議により、戒告又は解任することができる。

（評議員の報酬）

第20条 この法人の評議員は無報酬とする。

第5章 総 会

(構成)

第21条 総会は、評議員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第22条 総会は、次の事項について決議する。

- ①会員の除名
- ②理事及び監事の選任又は解任
- ③評議員の解任
- ④計算書類並びにこれらの附属明細書及び財産目録の承認
- ⑤定款の変更
- ⑥解散及び残余財産の処分
- ⑦理事会において必要と認めた事項
- ⑧その他総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開催)

第23条 総会は、定時総会として学術集会時に1回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第24条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総評議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する評議員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(総会の通知)

第25条 総会の招集は、少なくとも開会の2週間前までに、日時、場所及びその会議に付すべき事項を記載した書面をもって通知する。

(議長)

第26条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長がこれにあたる。

(総会の成立)

第27条 総会は、評議員現在数の過半数の者が出席しなければその議事を開き決議することはできない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の評議員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

(議決権)

第28条 総会における議決権は、評議員1名につき1個とする。

(決議)

第29条 総会の決議は、出席した評議員及び出席とみなされた評議員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総評議員の半数以上の出席であって、総評議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- ①会員の除名
- ②監事の解任
- ③定款の変更
- ④解散
- ⑤その他法令で定められた事項

(議事録)

第30条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び当該総会において選任された出席評議員の代表2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第31条 本会に次の役員をおく。

理事 3名以上20名以内

監事 2名以内

- 2 理事のうち、1名を理事長とし、理事長以外の理事のうち1名を副理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とする。
- 4 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員を選任)

第32条 理事は評議員の中から選ばれることを要する。

- 2 理事は、別に定める規定により評議員によって選挙する。評議員は、当該理事選挙に立候補することができる。
- 3 理事は、理事選挙終了後最初に開かれる総会で承認される。
- 4 監事は理事会の決議によって評議員の中から選出され、総会に報告される。

(理事の職務及び権限)

第33条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、会務を総括する。
- 3 理事長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第34条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第35条 理事の任期は、選任の2年以内に実施される理事選挙終了後、最初に開かれる総会の終了時までとする。

- 2 理事は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

- 3 監事の任期は、就任時の評議員任期が終了するまでとする。

(役員解任)

第36条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第37条 役員は、無報酬とする。

(取引制限)

第38条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- ①自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- ②自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- ③この法人がその理事の債務を保証すること、その他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない

(責任免除)

第39条 役員は、その任務を怠ったときは、本会对し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ免除することができない。

第7章 理事会

(構成)

第40条 この法人に理事会をおく。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権限)

第41条 理事会は、法令またはこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- ①社員総会及び学術集会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- ②前号に定めるもののほか、本会の業務執行の決定
- ③理事の職務の執行の監督
- ④理事長及び副理事長の選定及び解職

- 2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- ①重要な財産の処分及び譲受け
- ②多額の借財
- ③重要な使用人の選任及び解任
- ④従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(招集)

第42条 理事会は、毎事業年度3回以上、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 監事は、法人法第101条第2項に該当するときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 5 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする。理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。
- 6 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長がこれに当たる。
- 7 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。

(決議)

- 第43条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事が、前項の議事録に記名押印する。

第8章 学術集会

(学術集会)

- 第45条 この法人は、毎年1回学術集会を原則11月に開催する。
- 2 学術集会は、法令及びこの定款により、総会並びに理事会の付与された職務権限を制約する運営を行うことはできない。

(学術集会長)

- 第46条 この法人は、学術集会を主宰するため学術集会長をおく。
- 2 学術集会長は、必要に応じ理事会に出席し、これと密接な連絡のもとに学術集会を企画立案し運営する。
 - 3 学術集会長は理事会において議決権を有しない。ただし、学術集会長が理事を兼ねる場合はその限りでない。
 - 4 学術集会長に事故があるとき又は欠けたときは、理事長がその職務を代行する。
 - 5 学術集会長の選任及び解任は、理事会で協議し総会で議決する。

第9章 委員会

(委員会の設置)

- 第47条 この法人の事業を円滑に運営するために必要があるときは、理事会の決議により、委員会をおくことができる。
- 2 前項の委員会の委員の選任及び解任は、理事会で行う。
 - 3 委員会の業務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
 - 4 委員会は、法令及びこの定款により、総会並びに理事会の付与された職務権限を制約する運営を行うことはできない。

第10章 事務局

(事務局)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局をおく。

- 2 前項の事務局には職員をおく。
- 3 前項の職員の選任及び解任は理事会で行う。
- 4 事務局の組織及び運営については理事会の決議により別に定める。
- 5 事務局は、法令及びこの定款により、総会並びに理事会の付与された職務権限を制約する運営を行うことはできない。

第11章 資産及び会計

(財産の種別)

第49条 この法人の財産は、基本財産及びその他財産の2種とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。
- 3 前項の基本財産は、総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。
- 4 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

(事業計画及び収支予算)

第50条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第51条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- ①事業報告
- ②事業報告の附属明細書
- ③貸借対照表
- ④正味財産増減計算書
- ⑤貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- ⑥財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類については、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号、第4号(第22条において「計算書類」という)、第5号及び第6号の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、評議員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- ①監査報告
- ②役員名簿
- ③理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- ④運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値の重要なものを記載した書類

- 4 前2項の規定にかかわらず、役員名簿、会員名簿及び評議員名簿の記載事項のうち、個人の住所については一般の閲覧に供しないものとする。

(事業年度)

第52条 法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(剰余金の処分制限)

第53条 本会は、剰余金の分配をすることができない。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第54条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第55条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第56条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第14章 附 則

(施行細則)

第58条 この定款の施行についての必要な事項は、理事会及び総会の議を経て、定款施行細則として別に定める。

(最初の事業年度)

第59条 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立の日から平成27年9月30日までとする。

(設立時の役員等)

第60条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事	猪谷 泰史
	板橋家頭夫
	茨 聡
	梶原 真人
	加藤 稲子
	北島 博之
	楠田 聡

2018年2月15日

	河野	由美
	側島	久典
	高橋	尚人
	田村	正徳
	長	和俊
	中尾	秀人
	中村	友彦
	早川	昌弘
	福原	里恵
	細野	茂春
	與田	仁志
	和田	和子
設立時代表理事	楠田	聡
設立時監事	戸荻	創
	船戸	正久

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第61条 設立時社員の氏名及び住所は以下の通りである。

住所(記載省略)

設立時社員 楠田 聡

住所(記載省略)

設立時社員 和田 和子

(法令の準拠)

第62条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(継承)

第63条 当法人設立時、任意団体「日本未熟児新生児学会」が保有していた資産は当法人が継承する。

2 前項の団体に属していた会員は、申し出がない限り、本法人の会員に移行する。

以上、一般社団法人日本新生児成育医学会設立のため、設立時社員楠田聡及び和田和子は、本定款を作成し、これに署名する。

平成27年4月16日

設立時社員 楠田 聡 ㊟

設立時社員 和田 和子 ㊟

平成27年4月16日作成

平成27年4月20日認証

一般社団法人日本新生児成育医学会 定款施行細則

第1章 会員、会費

(正会員の入会申請)

- 第1条 正会員となろうとする者はホームページ上の登録画面に氏名、住所等必要事項を入力し、入会申込み手続きを行う。
- 2 理事会により正会員としての入会が承認された場合は、書面にて遅滞なく本人に連絡する。

(賛助会員の入会申請)

- 第2条 賛助会員となろうとする者は賛助会員申込書を理事会に提出する。
- 2 理事会により賛助会員としての入会が承認された場合は、書面にて遅滞なく申込み者に連絡する。

(功労会員の選考基準)

- 第3条 定款第14条の功労会員は年齢65歳以上の会員で、次のいずれかの条件を満たし、本法人の発展に功労のあった者について選考する。
- ①本学会の発展に功労した者
②理事会の推薦を受けた者

(名誉会員の選考基準)

- 第4条 定款第14条の名誉会員は年齢65歳以上の会員で、次のいずれかの条件を満たし、本法人の発展及び、新生児医学の進歩に功績の顕著な者について選考する。
- ①本学会の進歩あるいは発展に特に貢献した会員で、理事会の推薦を受けた者
②学術集会の会長に就任した者

(名誉会員、功労会員の処遇)

- 第5条 名誉会員、功労会員の授与に際しては総会において本法人から感謝状を贈呈する。

(単年度会員の手続き)

- 第6条 学会発表、論文投稿等の目的で1年間のみ在会を希望する者は、入会時、ホームページ上の登録画面で「単年度会員」を選択する。

(会費)

- 第7条 正会員の会費年額は8,000円とする。
- 2 評議員は評議員費として別途年額5,000円を納める。
- 3 日本国外に在住する会員の会費納入に関わる諸費用は会員が負担する。
- 4 会費未納の場合、定款第7条1項及び2項の権利を制限することができる。
- 5 賛助会員の会費年額は1口10万円とする。

(退会手続き)

- 第8条 退会しようとする者は、所定の退会届に必要な事項を記入し、未納分の会費を納入し、理事長に提出する。
- 2 第4条によるものはこの限りではない。

(再入会)

- 第9条 定款第10条により退会となった者が再度入会を希望する場合は、未納分の会費を納入しなければならない。
- 2 前項の未納会費が納入された場合は、その期間は在会期間とみなし、納入確認以降の機関誌を配布する。

第2章 役員、評議員、幹事

(評議員)

- 第10条 評議員は正会員の中から選出される。

(理事)

- 第11条 理事は評議員から選出され、総会において承認される。

(理事長)

- 第12条 理事長は新役員による最初の理事会において選任する。
- 2 理事長がその職責を全うできないときは、副理事長がこれを代行する。
- 3 前項において該当する副理事長を欠く場合は、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

(副理事長)

- 第13条 理事長は副理事長を推薦し、理事会において選任し、副理事長は理事長を補佐する。
- 2 副理事長は理事より1名選出する。
- 3 副理事長がその職責を全うできないときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

(監事)

- 第14条 監事は評議員より選出し、総会で承認される。
- 2 監事がその職責を全うできないときは、理事会で候補者を選出し、総会での承認を得て変更することができる。

(幹事)

- 第15条 本法人に幹事を任命することができる。
- 2 幹事は、理事長が評議員の中から推薦し、理事会において承認する。
- 3 幹事の定数は3名以内とする。
- 4 幹事は、理事会を補佐し、本法人の運営に関する実務を分担する。
- 5 幹事は、理事会に出席するものとする。
- 6 幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 7 幹事は、理事及び監事と兼任しない。

第3章 評議員及び理事の選任規定

(選挙管理委員会)

- 第16条 理事及び評議員の選挙は理事選挙管理委員会及び評議員選挙管理委員会がそれぞれその事務を管理する。
- 2 選挙管理委員会は理事会によって委嘱された、それぞれ、3名以上をもって構成し、互選により委員長

を選出する。

- 3 選挙管理委員は当該選挙の候補者とはなれない。

(理事候補者)

第17条 理事の候補者となり得る者は選出を行う年の4月1日現在で65歳未満の評議員とする。ただし、評議員選挙が行われた年に行われる理事選挙については、選挙で選ばれた4月1日現在で65歳未満の新評議員のみが候補者となり得る。

(選挙権者)

第18条 理事の選挙権は、評議員が有する。ただし、評議員選挙が行われた年に行われる理事選挙については、選挙で選ばれた新評議員のみが選挙権を有する。

(理事選出方法)

第19条 選挙管理委員会は、選挙の行われる年の7月までに選挙に関する公示を行う。

- 2 理事候補となろうとする者はあらかじめ定められた日時までに、所定の用紙をもって選挙管理委員会に届け出るものとする。
- 3 選挙管理委員会は、候補者名簿、有権者名簿、選出すべき理事数、及び投票方法を8月までに、評議員に告知する。
- 4 投票は、あらかじめ定められた期間内に原則電子媒体を用いたもので行う。
- 5 電子媒体を用いた投票が特別な事情により期間内に実施できない選挙権者は、選挙管理委員会の判断で、その他の方法で投票する。
- 6 開票は、あらかじめ定められた日時にあらかじめ定められた場所において行う。有権者は開票に立ち会うことができる。
- 7 投票方法は15名の不完全制限連記、無記名とする。
- 8 得票多数を得たものより順次15名を当選者とし、得票数が同数であるときは会員歴の長い者を当選者とする。
- 9 当選者で組織する理事会は、地域性、専門性、男女共同参画性を考慮して、理事候補の中から定数以内の理事を、総会に追加推薦することができる。
- 10 次の投票はこれを無効とする。
 - ①本条第4項の規定に反したもの
 - ②所定の投票方法でないもの
- 11 理事に選出された者が、辞退した場合は次点者を当選とする。

(評議員候補者)

第20条 評議員候補者は次の基準を満たす正会員より選任する。

- ①選挙公示日時点で引き続き5年以上の会員である。
- ②診療、教育、研究活動に優れた業績がある。

(選挙権者)

第21条 評議員の選挙権は、次の基準を満たす正会員が有する。

- ①選挙公示日時点で引き続き1年以上の会員である。
- ②会費を2年以上(選挙の年とその前年)納入している。

(評議員選挙方法)

- 第22条 選挙により選出される評議員の定数は、定款第15条1項に規定される総定数以内とする。
- 2 選挙管理委員会は、投票が行われる年の5月までに選挙に関する公示を行う。
 - 3 選挙権者は、告示後14日以内に選挙管理委員会に異議の申し立てをすることができる。
 - 4 評議員に立候補する者は定められた日時までに、所定の用紙をもって選挙管理委員会に届け出るものとする。
 - 5 選挙管理委員会は、候補者名簿、有権者名簿、及び投票方法を6月までに、正会員に告知する。
 - 6 投票は、あらかじめ定められた期間内に原則電子媒体を用いたもので行う。
 - 7 電子媒体を用いた投票が特別な事情により期間内に実施できない選挙権者は、選挙管理委員会の判断で、その他の方法で投票する。
 - 8 開票はあらかじめ定められた日時にあらかじめ定められた場所において行う。有権者は開票に立ち会うことができる。
 - 9 投票方法については以下の通りとする。
 - ① 15名の不完全制限連記、無記名投票とする。
 - ② 得票多数を得たものより順次、当選者とし、得票数が同数であるときは会員歴の長い者を当選者とする。
 - 10 次の投票はこれを無効とする。
 - ① 第5項の規定に反したもの
 - ② 所定の投票方法でないもの
 - 11 立候補者が定数に満たない場合、立候補者をもって評議員とする。
 - 12 評議員に選出された者が、辞退した場合は次点者を当選とする。

第4章 会 議

(理事会の議案)

- 第23条 理事は理事会に付議すべき事項について理事長に提案することができる。

(議事録及び報告書等)

- 第24条 定款第30条及び第44条に定める他に、本法人の会議では、議事録を作成し、理事会の承認を経て、これを保存する。
- 2 議事録は本会の機関誌及びホームページに掲載して公開する。

第5章 学 術 集 会

(学術集会長)

- 第25条 学術集会長は理事会において原則として理事より選任する。
- 2 理事長、副理事長は学術集会長を兼ねることができる。
 - 3 学術集会長の任期は1年とし、前回の学術集会終了翌日から翌年の学術集会終了日までとする。
 - 4 学術集会の開催期日は、理事会の承認を受ける。

第6章 委 員 会

(委員会の名称及び性格)

- 第26条 定款第47条第1項の委員会を以下の通り定める。
1. 総務委員会
 2. 学会将来構想委員会
 3. 男女共同参画推進委員会
 4. 広報委員会

5. 災害対策委員会
 6. 国際渉外委員会
 7. 学会誌編集委員会
 8. 教育委員会
 9. 学術委員会
 10. 医療安全委員会
 11. 産科医療補償制度対応委員会
 12. 倫理委員会
 13. 利益相反委員会
 14. 感染対策予防接種委員会
 15. 診療委員会
 16. 社会保険委員会
 17. 薬事委員会
 18. 医療の標準化委員会
 19. 医療の質向上委員会
- 2 この他、必要に応じて理事会は委員会を設置することができる。

(委員会の設置・改廃)

第27条 委員会の設置、改廃は理事長が理事会の議を経て行う。

(委員会の構成)

第28条 委員長、委員は理事会の議を経て、原則として評議員より理事長が委嘱する。

- 2 原則として3つ以上の委員を兼ねることはできない。
- 3 委員長は原則として、理事とする。

(委員の任期)

第29条 常設委員会の委員長、委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員長がその職責を全うできないときは、理事会の議を経て、新たな委員長を理事長が委嘱する。
- 3 補充、増員による委員の任期は前任者又は他の在任委員の任期の残存期間と同一とする。

(委員会の運営)

第30条 委員会は理事会の議を経て運営に関する規定を作成する。

- 2 委員会の決定及び運営については逐次理事会に報告しなければならない。

第7章 機 関 誌

第31条 本法人の発行する機関誌は次のとおりである。

日本新生児成育医学会雑誌 年3回

第32条 会員は機関誌に投稿することができる。これに関する規定は別に定める。

第33条 非会員で機関誌の購読を希望する個人又は団体は、年会費相当額を支払うことにより購読会員となることができる。

- 2 前項の場合、機関誌の送付は加入年度に発刊されたものとする。
- 3 機関誌の送料は学会が負担する。

第8章 施行細則の変更

第34条 本施行細則は、総会の議を経て変更することができる。

2018年2月15日

附 則

- 一 平成27年1月1日現在, 日本未熟児新生児学会の評議員は本法人の評議員とみなす。

平成27年4月16日施行

平成28年12月1日改定